県土第１４－１７４号
令和元年１１月１５日

三重県土地家屋調査士会長　様

三重県県土整備部長

都市計画法に基づく開発許可等の権限移譲について

平素は、本県の開発許可行政に格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、松阪市内における都市計画法に基づく開発行為の許可等及び三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく設計の確認等については、現在、三重県が行っているところですが、令和２年４月１日から、これらの事務の権限を松阪市に移譲することとなりましたので、お知らせします。

したがって、令和２年４月以降は、松阪市長がこれらの事務を行うこととなりますので、申請等のあて先は、松阪市長となり、申請手数料につきましては、現金で松阪市に納付していただくことになります。

つきましては、このことについて貴会会員等の皆様にもご周知いただきますようお願いいたします。

事　務　担　当
津市広明町１３番地
三重県県土整備部建築開発課
開発審査班　松岡、中村
ＴＥＬ：059-224-3087
ＦＡＸ：059-224-3147
E-mail：kenchiku@pref.mie.lg.jp

お知らせ

令和２年４月１日に
松阪市に都市計画法の規定による
開発許可等の権限が移ります

松阪市内における「都市計画法に基づく開発行為の許可等」及び「三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく設計確認等」の事務は、現在、三重県が行っていますが、令和２年４月１日に、松阪市にその権限が移ることとなりました。

したがって、**令和２年４月１日以降は、松阪市長が開発許可等を行うこととなりますので、申請等のあて先は、松阪市長となります。**

なお、申請手数料につきましては、額については変更はありませんが、松阪市へは**現金で納付**していただくことになります。

（三重県証紙は使用できませんのでご留意ください。）

詳しくは、以下の県・市の開発許可担当窓口にお問い合わせください。

	窓口	電話番号
県	三重県 県土整備部 建築開発課 開発審査班	059-224-3087
	三重県 松阪建設事務所 建築開発室	0598-50-0587
市	松阪市 建設部 建築開発課 開発係	0598-53-4197